

# 「化学物質のリスクアセスメント」 訪問支援のご案内

中小規模事業場に専門家が訪問します

無料

## 労働安全衛生法に対応されていますか？

労働安全衛生法において、危険有害性のある化学物質を取り扱う全ての事業者には、**化学物質のリスクアセスメント**を行うことが義務づけられています。  
令和4年度厚生労働省「ラベル・SDS活用促進事業A(相談・訪問)」では、無料で中小規模事業場に専門家が訪問し、化学物質のリスクアセスメント支援と対策のアドバイスをを行います。セミナー形式も可能です。

## 中小規模事業場を対象に専門家が訪問します(無料)

- 支援内容 ◆ 新たな化学物質規制への対応について  
◆ 化学物質のリスクアセスメント方法  
◆ GHSラベルやSDSの読み方  
◆ 化学物質の危険性や有害性の調査方法  
◆ リスクを低減するための対策

※お申込み受付締切:令和5年1月31日

※訪問お申込みは一事業場につき一回となります

## こんな疑問はありませんか？



- ◇ 化学物質のリスクアセスメントは、どのように行えばよいのですか？
- ◇ すでに自社でリスクアセスメントを行っていますが、本当にこれで問題ないか不安です。アドバイスいただけますか？

## 訪問支援お申込みについて

事務局（テクノヒル株式会社）ホームページよりお申込みください。

テクノヒル

検索

で検索または URL : <http://www.technohill.co.jp>

WEBお申込み入力送信後、自動送信の【受付完了メール】が届きましたら、お申込み完了となります。

24時間以内に【受付完了メール】がない場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。

お申込み後、指導員または事務局より訪問日程等のご連絡をさせていただきます。

令和4年度 厚生労働省「ラベル・SDS活用促進事業A（相談・訪問）」  
【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

TEL : 03-6231-0133 FAX : 03-5642-6145